

南関町交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、南関町交際費の支出及び公開に関する基準を定めることにより、その支出に関し一層の透明性と公平性を図り、交際費事務の円滑な推進を図ることを目的とする。

(支出基準)

第2条 交際費の支出区分および基準については、次の各号のとおりとする。

- (1) 生 花 慶弔又は大会等に際し、標準的な市価により対応する。
- (2) 御祝・寸志 慶事又は各種総会、大会、行事等に際し、1万円以内。
ただし、小規模団体等の総会、大会、行事等においては5千円までとする。
- (3) 見 舞 金 町政関係者の病気、事故見舞い又は災害見舞いに際し、1万円以内。
ただし、事故・災害等の内容を考慮し、この額により難しい場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、現に必要とする額。
- (4) 会 費 会費が定められた会議、会合、研修会等への参加に係る経費。
- (5) 懇 談 費 会議、会合等で町政に関する意見交換、情報収集、相談要望等のため町長が必要と認める懇談等に際し、原則として1万円以内。
- (6) 渉 外 費 表敬訪問、誘致企業等に係る経費。又、それに係る贈答品の一括購入経費。
- (7) 手 土 産 町政の運営等に資する土産、記念品については、1件につき5千円以内。
- (8) 激 励 金 全国大会等に出場する個人、団体等の激励に際し、3万円以内。
- (9) 協 賛 金 各種団体の活動趣旨賛同に係る支出は、1件につき1万円以内。
- (10) そ の 他 町長が特に必要と認めるものについては、前各号の規定にかかわらず、所管の課長等と協議の上、別に定めることができる。

(公開)

第3条 交際費の公開は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出項目
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 南関町交際費は、原則として全面開示するものとする。ただし、交際相手のプライバシーに特段の配慮が必要と認められる場合は、支出内容等を開示しない場合もある。

3 交際費の支出状況は、南関町のホームページにおいて公開するものとする。

(見直し)

第4条 この支出基準は、一般的な支出金額を示したものであり、社会通念と社会経済の変化等に留意し、常に適切な支出が行えるよう、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。